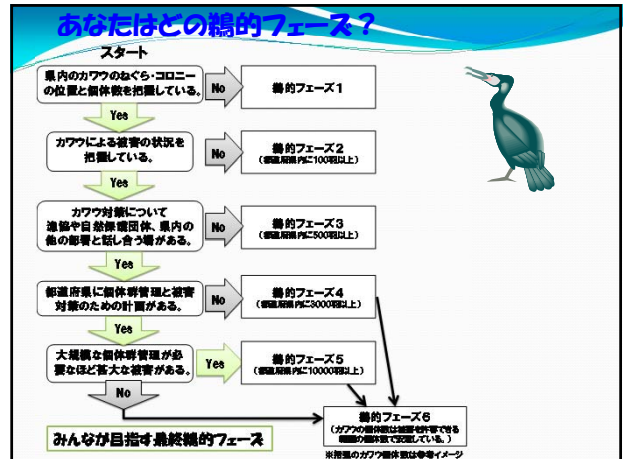




## 計画づくりのための予算獲得

長岡技術科学大学 工学研究院  
生物機能工学専攻 准教授  
山本麻希  
umiushi@vos.nagaokaut.ac.jp



## 鵜的フェーズクリアのため・・・

フェーズ1

- 新規ねぐら・コロニー発見調査
- 年3回のねぐら・コロニー入りモニタリング調査

フェーズ2

- 被害量算定のための河川の飛来調査
- カワウの胃内容物分析

フェーズ3

- 正しいカワウ対策の知識を得る研修会、啓発活動
- 協議会、水系会議の運営、開催

## カワウ対策を始めたなら・・・

- 個体群管理
  - 攪乱の後、ねぐら・コロニー入りモニタリング。
  - 分散していたらビニールテープ張り
  - ドライアイス等による繁殖抑制やSSによる成鳥の捕獲
- 被害防除
  - ロケット花火、銃器等による追い払い
  - 案山子、テグス等の設置
- 生息地管理
  - 水辺のこわざ、粗朶、竹伏せの設置

## 先立つものがないと実施不可能

- いつ、だれが、どのお金でやる  
実施前に確認しておかないと、必要なデータが得られなかったり、無計画な攪乱でかえって被害エリアを増やしてしまうことがある。
- カワウの対策は、カワウと共存する限り持続的に実施  
カワウ対策が継続できる人、お金、システムが不可欠。
- カワウ対策をマネジメントする人材も必要  
お金だけあっても、被害が減るとはかぎらない。

## カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税

農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金

3つの団体で申請が可能

- 市町村(市町村ごとの協議会)
- 漁協(民間団体として)
- 広域協議会(複数の市町村による広域協議会として)

# 水産庁予算

- 水産庁(健全な内水面生態系復元等推進事業)
  - 生態系の保全に係る実践活動事業、広域連携カワウ・外来魚被害管理対策事業
- 対象事業と補助割合
  - 生息状況調査と駆除・繁殖抑制 定額補助(1県300万円)
  - 追い払い 2分の補助(これまで通り)
- 申請先と申請時期
  - 各漁協 各ブロック内水面漁業推進協議会 水産庁
  - H27年度予算については、2月5日までに申請済み
- 予算執行期間
  - H27年4月第1週頃～H28年3月31日

## 平成27年度 カワウ対策事業の進め方(カワウ対策ガイドライン)

(水産庁事業:健全な内水面生態系復元等推進事業)

平成27年4月17日  
全国内水面漁連

「内水面漁業の振興に関する法律」の施行を受けて、カワウの生息調査と駆除及び繁殖抑制に係る定額補助が、水産庁から制度化された。  
これを受けて、以下により事業の健全な執行を図り、全国の漁連協が連携してカワウ対策を行い、魚類資源の保全を推進する。

事業は、鳥獣保護管理の考え方に則って概ね3年ごとに見直ししながら羽数管理を行う。

### 1 定額補助事業の趣旨

● カワウの生息状況を調査して、駆除作業を効果的に行う。

- 調査は、カワウの飛来と生息の状況を都道府県の地図上に明示して、鳥獣保護管理に則った個体数管理と駆除区域の設定に資する。
- 駆除は閉鎖に行うのではなく、調査結果を反映して計画的に実施し、活動状況を記録して可視化する。



### 2 従来の補助事業との兼ね合い

- | (1) 定額事業の対象  | (2) 定額事業に含まれない内容   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● カワウの生息調査</li> <li>● 駆除(繁殖抑制を含む)</li> <li>● これに係る会議や研修会への出席(一部制限有り)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● カワウの追い払い</li> <li>● (1/2補助事業で対応)</li> </ul> |

## 2 駆除計画について

### (1) 駆除の目標

- 被害を与えるカワウの個体数を、平成35年度までに半減させる目標の早期達成を図る。(内水面漁業の振興に関する法律に係る国の施行方針)
- 被害を与えるカワウの個体数とは、都道府県の漁業被害状況に応じて地域ごとに定める必要がある。
- 目標は、3年程度の区切りごとに見直す。

### (2) 事業の方針

- 調査や今後の駆除・繁殖抑制の方針を検討するためには、カワウや水産に係る専門家を加えて広域で意思疎通することが必要となる。
- このため、県内及びブロック内、またブロック間での連携を図るための調査や協議を行うことも事業に含まれる。

### (3) 生息調査(年間3回以上)の確認と結果の報告

- 調査回数(適用上限)は、月1回とする。
- 調査員は、現地で調査メモ票(様式1)に状況を記入する(メモ票は5年間保存する)。
- 調査メモ票の内容を、様式3(生息等調査票)に集計して、10月末(中間)と2月末日までに全内へ報告する。
- 都道府県の漁場図もしくは河川図に様式1の内容を記入して、飛来状況やねぐら及びコロニーの位置と規模を書き込んで、2月末日までに全内へ提出する。

### (4) 駆除及び繁殖抑制結果の報告

- 調査員は、現地で駆除メモ票(様式3)に状況を記入する(メモ票は5年間保存する)。
- 駆除メモ票の内容を、様式4(駆除・繁殖抑制調査票)に集計して、生息調査結果と共に全内へ報告する。
- 都道府県の漁場図もしくは河川図に様式2の内容を記入して、駆除の場所と手法や駆除数を書き込んで、2月末日までに生息調査結果と共に全内へ提出する。
- 生息調査と駆除の結果報告は、それぞれ別の地図に記入して提出する。

### (5) 事業費の調整と報告

- 不用額等の調整は9月を目処に全内事務局へ相談する。
- 事業費の報告は年度末に全内事務局へ提出。

## (2) 駆除・繁殖抑制の具体例

### 駆除方法

- ① 銃器(散弾銃、エアライフル等)
- ② 釣り針を使ったカワウ釣り
- ③ 巣落とし
- ④ ドライアイスや凝固剤による孵化抑制
- ⑤ 生分解性テープ張りによる繁殖地除去

駆除は、やみくもに行うのではなく、効果的な実施方法を検討したうえで計画的に実施すること



### 駆除に当たっての注意事項

- ① 駆除作業においては、現場での記録者(メモ記入と写真撮影)を同行させて結果を報告する。
- ② ハンターに依頼する場合も記録者を同行させる。
- ③ 本予算での駆除個体買い取り価格は、1羽につき5,000円を上限とする(他予算による上積みは可能)。
- ④ 農林水産省生産局の鳥獣被害対策費と本事業費は、同一の駆除活動に対して両方を使用できない。
- ⑤ 繁殖地除去については、地域の駆除計画に基づいて行うものとする。

## 予算執行についての注意点

### 1 監査・検査対応

定額補助については、財政当局や国民目録から厳しく評価されることから、証拠書類や写真等の成果物は証拠品として整理し、5年間保存すること。

### 2 予算の流用

- (1) 定額補助と1/2補助の事業間流用について
  - 1/2事業から定額事業への流用は不可(変更交付決定の申請・承認が必要)。
- 定額から1/2事業への流用は可能だが、ブロックでの調整が必要であるため、事前に事務局(全内)へ相談すること。

### (2) 定額事業で支出が認められる費用

- ① カワウの生息調査に係る経費
- ② カワウの駆除や繁殖抑制に係る経費
- ③ 広域で連携したカワウ対策に関する会議開催費及びその出席費用
  - 会議出席費用は、全内のブロック会議も対象とし、1回の対象者数は2名まで、年に通算3名分まで支出可能。
  - 定額と1/2のどちらを使うかは選択できるが、対象者数は変わらない。
  - 広域対策会議への出席者数は、1組織1回当たり2名を基本とし、必要最低限の旅費支出に努める。
  - 会議等での飲食費は定額補助の対象外。
- ④ カワウ対策について近隣住民の理解を得るための普及啓発に係る経費

### (3) 予備費

- ブロックごとに設けてある予備費は、ブロック協議会で会議出席旅費や事業費として調整配分する。



## (様式1) カワウ生息等 現地調査メモ

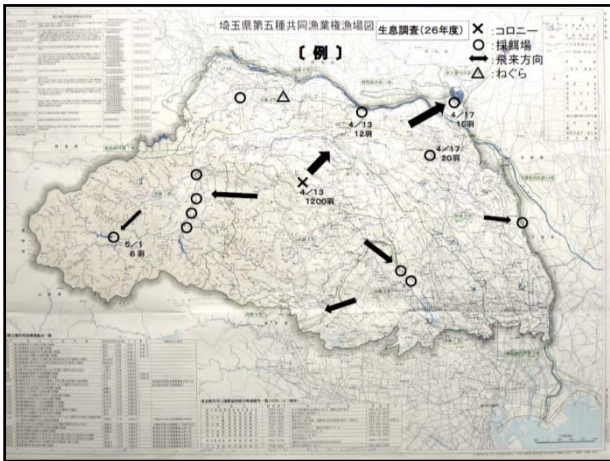
【様式 1】 平成27年度 全国内水面漁連 カワウ生息等 現地調査メモ(1日割)

調査員	署名	連絡先
記入事業		
目的と内容 日時 場所 調査内容 結果 備考(調査経過) 日 時 場所(正確な) 内容 結果(個体数) 有 無 有 無 駆除(法別)の有無 繁殖抑制の有無 写真・撮影等		

## (様式3) 駆除・繁殖抑制 現地メモ

【様式 3】 平成27年度 全国内水面漁連 カワウ駆除・繁殖抑制 現地確認メモ(1日割)

調査員	署名	連絡先
記入事業		
駆除場所 駆除日時 駆除方法 駆除結果 備考(駆除経過) 日 時 場所(正確な) 内容 結果(個体数) 有 無 有 無 写真・撮影等		



## 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措法の施行

鳥獣被害防止特措法 H19.12.21 公布 H20.2.21 施行

(目的)

農山漁村地域での鳥獣被害の防止



農林水産大臣による基本指針策定

↓

市町村による被害防止計画の作成

(権限の委譲、財政支援、人材確保)

総務省予算

農水省予算

## 総務省予算

● 総務省(鳥獣被害防止対策特措法 特別交付税措置)

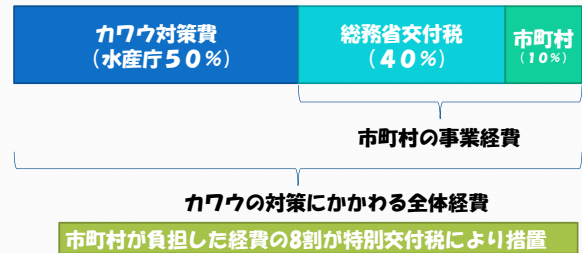
● 対象事業と補助割合  
 駆除等経費(交付率8割)  
 広報費(交付率5割)  
 調査・研究費(交付率5割)

● 申請先と申請時期  
 市町村→総務省(特別交付税として市町村に入る)  
 申請時期 前年度の12月くらいまでに  
 \*各市町村の鳥獣被害対策協議会の鳥獣被害防止計画にカワウが対象種として入っている必要がある!

● 予算執行の期間  
 H27年4月1日～H28年3月31日

## 水産庁カワウ対策費と総務省の特別交付税を併用して使う

カワウ対策費の2分の1助成の残りの予算に総務省の予算を充てることが可能



### 鳥獣被害防止総合対策交付金

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組や侵入防止構等の整備等の対策を総合的に支援します。

【平成27年度予算総額】 9,840(9,500)万円

**ハード対策**

【事業内容】  
 ○侵入防止設備の設置・取組  
 ○侵入防止設備の取組  
 ○侵入防止設備の取組  
 ○侵入防止設備の取組

【補助率】  
 1. 2万円以内(農林水産部) 50%以内、併用は2万円以内  
 2. 2万円超過(農林水産部) 50%以内、併用は2万円以内

【事業実施主体】  
 ○農林水産省(農林水産部) 等  
 ○農林水産省(農林水産部) 等  
 ○農林水産省(農林水産部) 等  
 ○農林水産省(農林水産部) 等

【事業実施主体】  
 ○農林水産省(農林水産部) 等  
 ○農林水産省(農林水産部) 等  
 ○農林水産省(農林水産部) 等  
 ○農林水産省(農林水産部) 等

## 農水省予算

カワウが対象になるのは、ソフト事業のみ。

漁協もOK

民間団体による取り組みは1市町村当たり定額200万円。

使い易い予算ではあるが、6月以降でないと使えないという問題点が...

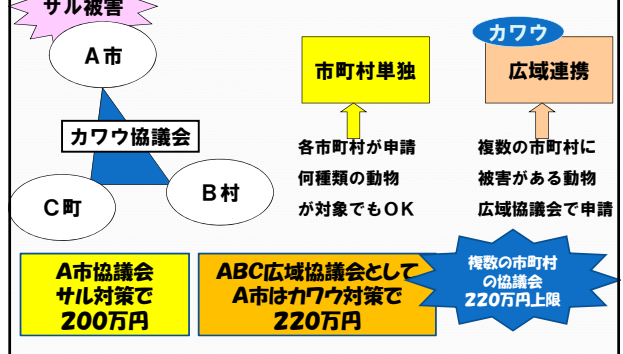
## 農水省予算

- 農水省(鳥獣被害防止総合対策交付金 ソフト事業)
- 対象事業と補助割合  
 民間団体で応募(定額200万)  
 市町村の協議会で応募:実施隊による活動(定額~300万)  
 その他の活動(2分の1)  
 対象事業:駆除、調査、研修会、追い払い等メニューは幅広い。
- 申請先と申請時期  
 市町村→農水省(特別交付税として市町村に入る)  
 各漁協→農水省(特別交付税として市町村に入る)  
 申請時期 前年度の12月くらいまでに(余剰があれば...)  
 \*各市町村の鳥獣被害対策協議会の鳥獣被害防止計画にカワウが対象種として入っている必要がある!  
 \*会計が結構面倒、あとで対費用効果を求められる!  
 →県庁の水産課は特措法の担当課とともに漁協の会計事務指導を!
- 予算執行の期間  
 H27年6月くらい～H28年3月31日

## 鳥獣被害対策実施隊とは？

- 市町村の非常勤職員として任命される。  
多くのところは、猟友会や市町村担当者が実施隊になっている。
- 1年の常勤ではなく、獣害対策を実施したその日ごとに働くもので構わない。  
例えば、カワウの実施隊として、河川で追い払いを行うことも可能。
- 市町村の協議会の実施隊の活動範囲は各市町村内に限られる。
- 近年、市町村協議会のソフト事業は、実施隊の人数が多いと最大300万円の定額予算に増額される。  
実施隊以外が行う事業は2分の1助成

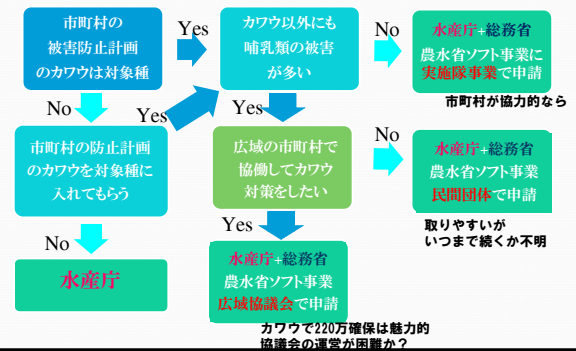
## カワウを対象とした鳥獣被害防止総合対策事業への申請



## 広域協議会のメリットデメリット

- メリット**  
複数市町村にまたがって広域協議会を作ると各市町村あたりカワウだけの予算として220万円が配分される。  
**(実施隊事業にしないと2年目以降2分の1補助の可能性あり)**  
広域協議会で集まる機会が増え、情報共有や合意形成につながる。
- デメリット**  
各市町村の協議会の防止計画の事業からカワウを外す必要がある。広域協議会の対象種とお金を重複させない。  
協議会の会計は漁協ではなく、市町村＝広域協議会の立上げに市町村担当者が入っている必要がある。

## カワウ補助金フローチャート



## カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)  
 ● 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算  
 ● 総務省→市町村 特別交付税

● 農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金  
 →市町村(市町村ごとの協議会)  
 →漁協(民間団体として)  
 →広域協議会(複数の市町村による広域協議会として)

3つの団体で申請が可能

## 各種補助金への申請準備

- 水産庁のカワウ対策費と特措法の交付税措置を組み合わせることが可能。
- 鳥獣被害防止総合対策事業の被害防止計画の取り組み
- 市町村で被害防止計画に入れた鳥獣は広域協議会の対象種にはならないため、市町村単位でやるか、広域協議会でやるかを選ぶ必要がある。

4月から：水産庁+交付税措置で活動

6月から：総合対策事業の漁協予算で活動

両方出す場合、事業内容や事業内容の実施時期が重複しないよう注意が必要。

## カワウ対策支援への現状

- 特措法による支援 (H25年2月現在)
  - 全国の市町村 1742
  - 特措法に基づく被害防止計画を持つ市町村の数 1195
  - そのうちカワウを対象としている市町村の数 163
  - 被害対策の支援を実際に受けた漁協の数 37
- カワウ対策費1/2を使うと漁協の自腹が増え財政難
  - **カワウ対策にのべ256,308時間、3億4千万円のボランティア!**

市町村レベルで  
カワウ対策が後回しになっている現状。  
純粋な被害額もちろんですが、  
河川の釣り客が市町村に落とす  
観光としての価値を忘れずに。

## カワウ事業に関する法律と担当部局

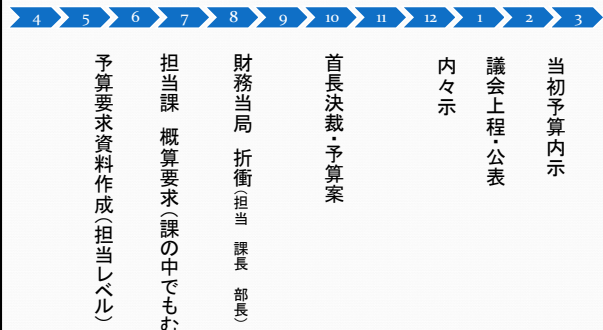
国	鳥獣保護及び管理法 環境省	特措法 農水省	内水面振興法 水産庁
都道府県	自然保護課 特定計画(2種)認定事業者	特措法の担当課 (農林水産部内)	全国内水面漁連 各ブロック
市町村	有害鳥獣捕獲 (猟友会委託)	農林課 被害防止計画 被害対策実施隊	漁協 カワウ対策
	捕獲	防除・啓発	捕獲・調査

## 分掌(ぶんしょう)

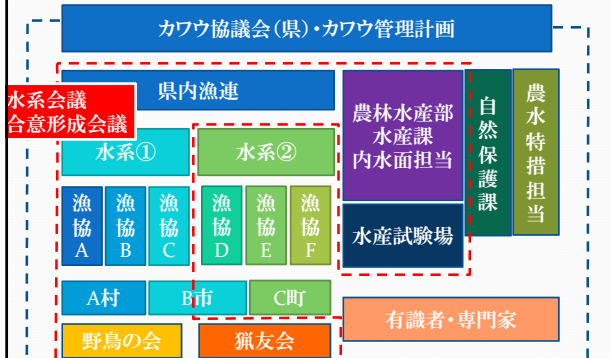
- 担当業務
  - 例)「有害鳥獣対策に関すること」
  - 例)「耕作放棄地対策に関すること」
- 所管法律・制度
  - 例)鳥獣保護及び管理法
  - 例)つ対策協議会業務(特措法)

大事なのは前例と成功例、そして、事業後の検証

## 業務の予算獲得スケジュール



## カワウ管理計画のグランドライン



## カワウ管理の単位

- 広域協議会
  - 県を超えてカワウの情報共有
- 都道府県のカワウ協議会(特定計画)
  - 行政単位のカワウ管理指針の作成・県庁内の各部局の役割分担の場合、カワウに関する情報共有の場合
- 水系会議(市町村、漁協、県の担当者、河川管理者)
  - 実質的個体管理や被害防除の方針立案
- 各漁協の対策(組合員、市町村実施隊など)
  - 水系会議の方針に沿った対策実行

## 御静聴ありがとうございました

本研究を実施するにあたり御協力頂いた皆様に深く御礼申し上げます。  
長岡技術科学大学学生諸氏、新潟県内水面試験場資源課の皆様、  
全国内水面漁連・新潟県内水面漁連の関係者の皆様  
大日本獺友会十日町支部の皆様、新潟県内の各内水面漁協の皆様  
水研センター 坪井 潤一様



ぜんないHPより  
PDFダウンロード可能

←「Let's カワウ対策」  
坪井 潤一著



「カワウに立ち向かう2」→  
山本 麻希著